

事務所通信

2009年6月号 No.48



(つばめ)

CONTENTS

- | | | | |
|------------------|------|----------------|----|
| ● 所長コメント ……心を高める | P1 | ● 経済危機対策 | P5 |
| ● 通勤手当 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 算定基礎届 | P3・4 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

心を高める

1. 愛と誠と調和の心をベースとする。

人生においても仕事においても素晴らしい結果を生み出すためには、ものの考え方、心のあり方が決定的な役割を果たします。人を成功に導くものは、愛と誠と調和という言葉であらわされる心です。こうした心は、私たち人間がもともと魂のレベルでもっているもので、「愛」とは他人の喜びを自分の喜びとする「心」であり、「誠」とは世のため人のためになることを思う心、そして「調和」とは自分だけでなくまわりの人々みんなが常に幸せに生きることを願う心です。この愛と誠と調和を尊ぶ心から出てくる思いが、その人を成功に導いていく基盤となるのです。

2. きれいな心で願望を描く

きれいな心で描く願望でなければ、素晴らしい成功は望めません。強い願望であっても、それが私利私欲に端を発したものであるならば一時的に成功をもたらすかもしれませんが、その成功は長続きしません。世の道理に反した動機に基づく願望は、強ければ強いほど社会との摩擦を生み、結果的には大きな失敗につながっていくのです。成功を持続させるには、描く願望や情熱がきれいなものでなければなりません。つまり、潜在意識に浸透させていく願望の質が問題となるわけです。そして、純粋な願望をもって、ひたすら努力を続けることによって、その願望は必ず実現できるのです。

3. 素直な心を持つ

素直な心とは、自分自身のいたらなさを認め、そこから努力するという謙虚な姿勢のことです。とかく能力のある人や気性の激しい人、我の強い人は、往々にして人の意見を聞かず、たとえ聞いても反発するものです。しかし本当に伸びる人は、素直な心をもって人の意見をよく聞き、常に反省し、自分自身を見つめることのできる人です。そうした素直な心でいると、その人の周囲にはやはり同じような心根をもった人が集まってきて、ものごとがうまく運んでいくものです。自分にとって耳の痛い言葉こそ、本当は自分を伸ばしてくれるものであると受け止める謙虚な姿勢が必要です。

4. 常に謙虚であらねばならない

世の中が豊かになるにつれて、自己中心的な価値観をもち、自己主張の強い人が増えてきたといわれています。しかし、この考え方ではエゴとエゴの争いが生じ、チームワークを必要とする仕事などできるはずはありません。自分の能力やわずかな成功を鼻にかけ、傲慢不遜になるようなことがあると、周囲の人たちの協力が得られないばかりか、自分自身の成長の妨げにもなるのです。そこで集団のベクトルを合わせ、良い



(稲盛和夫経営講和より)

通勤手当

通勤手当

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで所得税の非課税となっています。電車やバスなどの交通機関だけを利用している人と交通機関のほかにマイカーや自転車なども使っている人の通勤手当などの非課税となる限度額については以下のとおりです。

いくらまでが非課税になるの？

●電車やバスだけを利用して通勤している場合

この場合の非課税となる限度額は、通勤手当や通勤定期券などの金額のうち、1か月当たり100,000円までの金額です。この限度額は、経済的で最も合理的な経路で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。この場合、新幹線鉄道を利用した運賃等は含まれますが、**グリーン料金などは除かれます**。

●電車やバスなどのほかにマイカーや自転車なども使って通勤している場合

この場合の限度額は、次の(1)と(2)を合計した金額ですが、1か月当たり100,000円が限度です。

- (1) 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月の通勤定期券などの金額
- (2) マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	全額課税
2キロメートル以上 10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上 25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上 35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上 45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上	24,500円

非課税を超える額を支給した場合の処理は？

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、**超える部分の金額が給与として課税**されます。この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。

消費税は課税仕入になるの？

通勤手当（通勤定期等の現物による支給を含む。）のうち**通勤のために通常必要とする範囲内のものは**、所得税法上非課税とされる金額を超えている場合であっても、**その全額が課税仕入**になります。

通勤手当を受け取る給与所得者側は、所得税が限度額まで非課税。支給する事業者側は、消費税の課税仕入（原則課税）になりますので、双方にメリットを受けられるチャンスがあります。ただし、通勤手当は社会保険の標準報酬月額の対象となりますし、労働保険の保険料算定の際の賃金総額に含まれますので、混同しないように注意してください。

< 村 井 >

算定基礎届

7月は算定基礎届の提出月です

健康保険・厚生年金保険では、被保険者が実際に受ける報酬と現在の標準報酬月額がかけ離れたものにならないように、毎年、標準報酬月額の見直しを行います。これを**定時決定**といいます。定時決定事務では、確認・点検事項が多いことから、あらかじめ次のことにご留意ください。

事前確認事項



■届出の確認

資格取得届、資格喪失届および月額変更届などの届出漏れはありませんか？

■届出の対象者

7月1日現在の全被保険者が対象となり、休職中の方についても届出が必要です。ただし、次の方を除きます。

- ① 6月1日以降に被保険者資格を取得した方
- ② 4月に固定的賃金の変動等があり、7月の随時改定に該当する方
- ③ 5月または6月に固定的賃金の変動等があり、8月または9月に随時改定が予定される方（なお、8月または9月になって随時改定に該当しない場合は、その時点で算定基礎届の提出が必要です。）
- ④ 育児休業等終了日の翌日が4月で、7月の育児休業等終了時改定を申し出る方
- ⑤ 育児休業等終了日の翌日が5月または6月で、8月または9月の育児休業等終了時改定を申し出る予定の方（なお、8月または9月になって育児休業等終了時改定に該当しない場合は、その時点で算定基礎届の提出が必要です。）

算定基礎届作成上の注意点

■対象となる報酬

労働者が労働の対象としてうけとるもの全てです。**通勤定期券**、**食事**（給食・食券など）、**住居等**、**その他被服や自社製品**などを**現物で支給**する場合も、それが労働の対象として支払われるものである限り、報酬とされます。

ただし、**年3回以下の賞与**（標準賞与額の対象）や、**慶弔費**、**出張旅費**、**退職金**などは該当しません。また、勤務服としての制服や作業衣など、業務に使用する用具の性質をもつものは、報酬に含まれません。

< 現物給与 >

◆通勤定期券

通勤費を定期券や回数券で支給した場合は、その全額を報酬に含めます。3か月または6か月単位でまとめて支給する通勤定期券は、1か月あたりの額を算出して報酬とします。

◆食事の給与

事業主が食事（給食・食券等）を支給した場合などは、都道府県ごとの物価に合わせた標準価額で通貨に換算して報酬に算入します。その一部を被保険者が負担している場合は、標準価額から負担分を差し引いた額を算入します。ただし、標準価額の2/3以上を負担する場合は、現物給与はないものとして取り扱います。

◆住宅の給与

事業主が労働の対象として、被保険者に社宅や寮を提供している場合は、都道府県ごとの物価に合わせた標準価額で通貨に換算して報酬に算入します。その一部を被保険者が負担している場合は、標準価額から負担分を差し引いた額を算入します。

■支払基礎日数

定時決定、随時改定等において、報酬の支払基礎日数の取扱いについては、次のとおりです。

◆月給制の方

月給者については、各月の暦日数が支払基礎日数となります。

◆パートタイマーの方

パートタイマーの方の算定については、次のいずれかにより行われます。

(平成18年以降の定時決定)

支払基礎日数	標準報酬月額の方法
3ヶ月とも17日以上ある場合	3ヶ月の報酬の平均額をもとに決定
1ヶ月でも17日以上ある場合	17日以上月の報酬の平均額をもとに決定
3ヶ月とも15日以上17日未満の場合	3ヶ月の報酬の平均額をもとに決定
2ヶ月は15日以上17日未満、 1ヶ月又は15日未満の場合	15日以上17日未満の2ヶ月の報酬の平均額をもとに決定
1ヶ月は15日以上17日未満、 2ヶ月又は15日未満の場合	15日以上17日未満の1ヶ月の報酬に基づき決定
3ヶ月とも15日未満の場合	従前の標準報酬月額で決定

※ 育児休業等終了時改訂については、上記算定基礎届の取扱と同様です。

随時改訂（月額変更届）については、一般の被保険者と同様です。

提出期間

7月1日（水）～7月10日（金）～上越社会保険事務所 6月提出可～

事業所ごとの提出日については、社会保険事務所より送付されますがきをご確認ください。

< 廣 川 >

経済危機対策

政府より発表された「経済危機対策」による活動の一環として、中小企業への経済対策が実施されています。

中小企業の資金繰り支援策

- ① 緊急保証制度（信用保証協会）
 - ・緊急保証の規模拡大（20兆円から30兆円へ）
 - ・据置期間の延長（1年以内から2年以内）
 - ・無担保で8,000万円を超える保証の相談にも対応
- ② セーフティネット貸付（日本政策金融公庫、商工中金）
 - ・セーフティネット貸付等の規模拡大（10兆円から17兆円）
 - ・元本返済猶予など既往債務の条件変更に対応
 - ・日本政策金融公庫が無担保・無保証人融資の金利引下げ
 - ・日本政策金融公庫が関連企業の倒産により経営が困難になっている中小企業へ金利引下げ
- ③ 雇用促進資金（日本政策金融公庫）
 - ・「地域活性化・雇用促進資金」融資（日本政策金融公庫）の金利引下げや対象企業の拡充
 - ・雇用調整助成金の届出を行った中小企業も貸付対象
 - ・運転資金の貸付金利を0.4%引下げ
- ④ マル経融資（商工会議所、商工会）
 - ・小規模事業者経営改善資金（マル経融資）が、次のように拡充されました。

貸付限度額		（従来）1,000万円	→	1,500万円
貸付期間	運転資金	（従来）5年 （据置6ヶ月）	→	7年 （据置1年）
	設備資金	（従来）7年 （据置6ヶ月）	→	10年 （据置2年）

- ⑤ 中小企業倒産防止共済（中小企業基盤整備機構）
 - ・中小企業倒産防止共済の加入者が利用できる「一時貸付金」の金利が引き下げられました。

金利	（従来）1.5%	→	0.5%
適用期限	平成22年3月31日までに中小企業基盤整備機構が受け付けたものが対象です。		

中小企業の雇用維持のための助成金

- ① 中小企業緊急雇用安定助成金（都道府県労働局、ハローワーク）
 - ・休業等により雇用を維持した場合に、休業手当相当額の8割が支給される中小企業緊急雇用安定助成金の助成率が8割から9割に上乘せされます。
- ② 残業削減雇用維持奨励金（都道府県労働局、ハローワーク）
 - ・新たに残業削減雇用維持奨励金が創設され、有期契約労働者、派遣労働者の雇用を維持するために、残業の大幅な削減を行っている事業者に助成金が支給されます。
 - ・有期契約労働者1人につき30万円（年間）
 - ・受け入れている派遣労働者1人につき45万円（年間）

税制による支援

- ① 法人税
 - ・資本金1億円以下の法人の交際費等の損金不算入制度について、定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられ、交際費課税が軽減されます。
- ② 贈与税
 - ・中小企業支援策ではありませんが、20歳以上の者が直系尊属から住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合に、500万円までは贈与税が非課税になります。（暦年課税、相続時精算課税の非課税枠と合わせて適用が可能です。）

< 堀 田 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
6月23日(火) 午後6時30分～	第4回 あいうえおセールスと 営業マンの基本的共育・教育	加藤森苑理士事務所	おのやま かずとし 小野山 和甫 先生	1,000円
6月25日(木) 午後1時00分 ～ 午後4時00分	日本政策金融公庫 融資相談会	加藤森苑理士事務所	日本政策金融公庫 高田支店	—

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



～ おもしろ雑学 ～ 金太郎飴

どこを切っても同じ顔でお馴染みの金太郎飴。元は金太郎の絵柄ではなく、「おたやん」と呼ばれる絵柄が使われていた。「おたやん」が産まれたのは江戸時代の大阪。当時使われていた絵柄の「おたふく」の「おた」を取ったもので、大阪における商売繁盛のシンボルだった。

教育が -ヨウカクダ- おもしろ雑学集より (担当: 小澤)



休日カレンダー



6月（水無月） June

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6 倉又・田中
7	8	9	10	11	12	13 広川・池原
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 テルモ経営研究会	24	25 融資相談会	26	27 丸田・原
28	29	30				

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



6月の税務

- 6月10日 平成21年5月分源泉所得税・住民税の納付
- 6月15日 所得税予定納税額の通知
- 6月30日 平成21年4月決算法人の法人税等・消費税確定申告
平成21年10月決算法人の法人税等中間申告
平成21年10月決算法人の消費税中間申告
平成22年1月・10月・7月決算法人の消費税中間申告
住民税の第1期分の納付（条例による）

あしがき

6月に入り、梅雨の時期となってきました。今年の梅雨入れは去年より10日程早くなり、梅雨明けも早く7月中旬となる見込みだそうです。

梅雨の時期は湿度が高く、生活するには快適ではないこともありますが、米作りなどにおいては恵みの雨をもたらしてくれる大切な時期ともいえます。

雨の日が続き、気分が乗らない時もあると思いますが、恵の雨と感謝し、外出できない時は、家の中でも楽しめる読書やDVD鑑賞などをして梅雨の時期を有意義に過ごしたいと思います。

原